

鳥取縣公報

昭和十五年四月廿六日
第一千百廿五號

金曜日

本書ノ大キサ國定規格A5判

縣令

◆鳥取縣令第三十八號

明治四十一年三月鳥取縣令第十九號縣有種畜種付料規則左ノ通改正ス

昭和十五年四月二十六日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

第一條第一項中

一 「官公署及法人タル產牛馬組合又ハ農會所有ノモノニ種付シタル時」トアルヲ「官公署所有

ノモノニ種付シタルトキ」ニ改ム

第三條ヲ左ノ通改ム

鳥取縣種畜場及鳥取縣種畜場大山分場ニ於テ種付ヲ受ケントスルモノハ種付料ヲ納付スベシ

第四條 削除

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ本縣借受ニ係ル國有種牡牛ニ依リ種付ヲ受ケタルモノニ之ヲ準用ス

告示

鳥取縣告示第二百八十一號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル麥酒、清酒、合成清酒ノ販賣價格左ノ通指定ス
昭和十四年八月鳥取縣告示第五百四十號中麥酒ノ販賣價格及昭和十五年二月鳥取縣告示第一百十三號ハ之ヲ廢止ス

昭和十五年四月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 麥 酒

1 卸 賣 價 格

昭和十四年三月四日ニ於ケル販賣價格ニ左ノ金額ヲ加算シタル價格

大 壺	四打ニ付	三圓十五錢
小 壺	四打ニ付	一圓六十六錢
樽 麥 酒	一立ニ付	十錢二厘

特 大 壺 一本ニ付 二十錢三厘

銘	柄	單 位	價 格	備 考
アサヒビール	特	大壺 一本	○、四六	
同	並	同	○、四五	
同	特	同	○、四七	
同	並	同	○、四五	
同	特	同	○、四七	
同	並	同	○、四五	
同	特	同	○、四六	
同	並	同	○、四五	
同	特	同	○、四六	
同	並	同	○、四五	
同	特	同	○、四六	
同	並	同	○、四五	
同	特	同	○、四六	
同	並	同	○、四五	
同	特	同	○、四六	
同	並	同	○、四五	
樽 一立	特	同	○、六二	

特 大 壘 一本 一、三五

3 料理屋、飲食店等酒類ヲ専ラ自己ノ營業所ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスルモノノ販賣價格

種	類	大壘一本	樽ビール(生ビール立)	備考
飲食店	旅館	〇、六〇	〇、八〇	
料理屋	カフェー	〇、六五	〇、九〇	

二 清酒 合成清酒

1 料理屋、飲食店等酒類ヲ専ラ自己ノ營業所ニ於テ飲料ニ供スルコトヲ業トスルモノノ販賣價格

種 別	單位	清 酒		合 成 清 酒	
		上等酒	中等酒	上等酒	中等酒
料理屋	一合	〇、四五	〇、四〇	〇、三〇	〇、四〇
飲食店	同	〇、四〇	〇、三五	〇、二八	〇、三五

イ 上等酒、中等酒、並等酒ノ別ハ昭和十五年四月 商工省 告示第一號 一、清酒及 二、合成清酒ノ規格ニ依ルモノトシ右規格ニ該當セザルモノニ付テハ並等酒價格ノ半額以下トス

鳥取縣告示第二百八十二號

昭和十五年四月十九日縣參事會ノ議決ヲ經タル昭和十五年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算並同年度特別會計罹災救助基金歲入歲出追加豫算ノ要領左ノ通

昭和十五年四月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

昭和十五年度鳥取縣歲入歲出追加更正豫算

歲 入 常 部 △印 減 高

- 第十二款 國庫下渡金 三九七、八五七圓
- 第二項 義務教育費下渡金 三九七、八五七
- 第十三款 雜收 入 二五、六四三
- 第八項 過年度收入 二五、六四三

第四款	勸業費	四、七五〇圓
第一款	勸業補助費	四、七五〇
第十二款	勸業補助費	三三、〇〇〇
第十四款	社會事業補助費	三三、〇〇〇
第一款	社會事業補助費	一七、二五〇
第三十款	森林治水事業費	一七、二五〇
第六項	負擔金	九七〇
第三十六款	事業費	二九八
第四項	勸業費	二九八
歲出臨時部計		七七〇、二六八
歲出合計		一、一八六、一二三
昭和十五年度特別會計罹災救助基金歲入歲出追加豫算		
第三款	繰越金	三五、七五〇圓
第一款	繰越金	三五、七五〇
歲入合計		三五、七五〇
第四款	繰入金	五、七五〇
第一款	一般會計繰入金	五、七五〇

第五款	貸出金	三〇、〇〇〇圓
第一款	貸出金	三〇、〇〇〇
歲出合計		三五、七五〇

◆鳥取縣告示第二百八十三號
產婆名簿登錄訂正者左ノ如シ
昭和十五年四月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

住所 鳥取縣米子市角盤町三丁目一
昭和十五年四月十日住所並開業地變更ニ依リ產婆名簿登錄訂正方出願ニ對シ昭和十五年四月十八日訂正

金 田 五 子

◆鳥取縣告示第二百八十四號

鳥取縣鳥取市立川町五丁目三三七番地通稱矢津共同墓地ハ今回縣立工業學校建築敷地ニ伴ヒ廢止移轉改葬ヲ要スル事ト爲リタルモ緣故者不明ノ左記墳墓有之ニ付有緣者ハ來ル五月十一日迄ニ直接管理理者鳥取市長井上光美宛申出ツベク若シ右期日迄ニ申出ナキトキハ管理者ニ於テ適宜措置スベキ旨同市長ヨリ願出アリタリ

昭和十五年四月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

無縁墓標 戒名	俗名	死亡年月日
梅 含 雪 遊 信 士	不 詳	文政十三年正月十八日
覺 室 永 讚 信 女	こ と	天保十年三月二十六日
春 通 信 女	不 詳	寛政十年四月初七日
梅 林 信 士	同	不 詳
常 住 實 相 信 士	池内久米藏	明治三十九年九月二十七日
了 秀 信 士	不 詳	安 永 五 年 九 月
連 峯 院 碧 雲 信 士	稻住勇三郎	明治十二年七月九日
白峯院光雲信女	不 詳	不 詳
外 不 詳 五 箇		

◆鳥取縣告示第二百八十五號
 左記墓地ハ今回移轉改葬スルコトトナリタルニ付同墓地ノ縁故者ハ本年十月末日迄ニ鹿兒島市長宛申出ツベク若シ右期日迄ニ申出ナキトキハ適宜措置スベキ旨照會アリタリ
 昭和十五年四月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

- 一 大興寺飛地
- 鹿兒島縣鹿兒島市稻荷町三四番地同六一番地
- 一 不斷 光院墓地
- 同縣同市下竈尾町一九六番地
- 同縣同市長田町六三番地七六番地六五番地六六番地六七番地六八番地
- 一 大後寺飛地
- 同市新照院町一番地

◆鳥取縣告示第二百八十六號
 大正十一年三月鳥取縣告示第九十五號鳥取縣種畜場種付料中左ノ通追加シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
 本種付料ハ鳥取縣種畜場大山分場ニ於テ種付ヲ受ケタルモノニ之ヲ準用ス
 昭和十五年四月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

一 改 良 和 種
 金 五 圓
 ◆鳥取縣告示第二百八十七號
 價格等統制令第三條第一項ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス
 昭和十五年四月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

01100

(イ) 名稱 鳥取市茶商同業組合
 (ロ) 地區 鳥取市
 二 構成員タル資格
 地區内ニ於テ茶及茶器ノ販賣ヲ業ト爲ス者
 三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日
 (イ) 額

品名	種類	別 (銘柄)	單位	最終販賣價格
茶	同	特	一本	〇、七八
釜	同	一	同	〇、六五
	同	二	同	〇、五八
	同	特	同	〇、五八
	八十本立	一	同	〇、五二
	同	二	同	〇、四五
	同	特	同	〇、五四
	數穗	特	同	〇、五四

00001

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	常	同	同	同	同	同	同	同
		種							
二	一	特	二	一	二	一	二	一	二
等	等	等	等	等	等	等	等	等	等
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
〇、三九	〇、四五	〇、五二	〇、四一	〇、四八	〇、三九	〇、四五	〇、五二	〇、四一	〇、四八

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年四月二十六日
 四 認可ニ附シタル條件
 1 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
 2 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ
 ◆鳥取縣告示第二百八十八號
 價格等統制令第三條第一項ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス
 昭和十五年四月二十六日

一 組合ノ名稱及地區 鳥取縣知事 副 見 番 雄

(イ) 名稱 鳥取縣飲食業組合
(ロ) 地區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格
地區内ニ於テ飲食店ヲ營ム者
三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

種別	單位	販賣價格	備考
ウ	一 椀	〇、〇九	
ソ	〃	〇、〇九	
キ	〃	〇、一二	ソバモ同價格トス
ノ	〃	〇、一三	
玉	〃	〇、二二	
シ	〃	〇、二七	
親	〃	〇、三五	

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年四月二十六日

四 認可ニ附シタル條件

- 1 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
- 2 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第二百八十九號

米子財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者縣稅檢査證返納並交付セリ
昭和十五年四月二十六日

雞	卵	ウ	ド	〇、一八	〃
カ	シ	ワ	ウ	ド	〇、二七
月	見	ウ	ド	〇、二二	〃
キ	ツ	ネ	井	〇、二二	
玉	子	井	〇、三五		
親	子	井	〇、四〇		
木	葉	井	〇、四〇		

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

00004

區分番號	年 月 日	役 場 名	職 名	氏 名
返納	九八 昭和十五年四月十三日	日野郡黒坂町役場	書記	吉 川 幸 吉
交付	九八 同	同	書記補	石 田 教 樹

鳥取縣告示第百二十九號

價格等統制令第三條第一項ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年四月二十六日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣東部製麵業組合

(ロ) 地 區 東伯郡以東及西伯郡逢坂村、光徳村、御來屋町

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ干餛飩ノ製造ヲ業トナス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品 名	銘 柄	單 位	生産者販賣價格	備 考
干 餛 飩	松 印	十五斤詰一箱	六、四〇	賣 方 庭 先 渡
同	梅 印	同	五、九〇	同

00005

(ロ) 實施ノ日 昭和十五年四月二十六日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及 鳥協ノマーク並詰年月日ヲ容器ノ見易キ部分ニ貼付スベシ

鳥取縣告示第百九十一號

價格等統制令第三條第一項ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十五年四月二十六日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣海產乾物食料品商組合

(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ海產乾物食料品ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

00006

種別	卸賣價格		小賣價格	
	單位	價格	單位	價格
廣島産 削鯉 一級	六〇瓦入一袋	〇、〇九五	六〇瓦入一袋	〇、一一〇
同 同	一五〇瓦入一袋	〇、二二五	一五〇瓦入一袋	〇、二七〇
同 同	同	〇、二二〇	同	〇、二五〇
同 同	一三〇瓦入一袋	〇、一八〇	一三〇瓦入一袋	〇、二一〇
同 上花鯉	三〇瓦入一袋	〇、一三五	三〇瓦入一袋	〇、一六〇
同 同	五〇瓦入一袋	〇、一五五	五〇瓦入一袋	〇、一八〇
同 同	一〇〇瓦入一袋	〇、三一〇	一〇〇瓦入一袋	〇、三六〇
同 削鯉バラ特級	一〇貫	五三、五〇〇	百 匁	〇、六〇〇
同 同	同	四六、八〇	同	〇、五五〇
同 同	同	四三、四〇	同	〇、五二〇
同 同	同	三七、五〇	同	〇、四五〇

00007

同 同	四級	同	三二、一〇	同	〇、三九〇
同 同	下	同	二六、八〇	同	〇、三二〇
同 削節	上	同	一〇〇、〇〇	同	一、二〇〇
同 同	並	同	七三、〇〇	同	〇、八八〇
同 削本節	上	同	一四九、〇〇	同	一、七九〇
同 同	並	同	一三三、六〇	同	一、六〇〇
八橋産	干餛飩 松	十五斤入 一箱	六、七〇	七〇匁把 一把	〇、一四〇
同	梅	同	六、二〇	同	〇、一三〇
揖保ノ糸	一等	十八斤入 一箱	九、六〇	一箱賣一箱ニ付 秤リ賣百匁ニ付	一〇、〇〇〇 〇、二六〇

(ロ) 實施ノ日

昭和十五年四月二十六日

四 認可ニ付シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

鳥取縣告示第二百九十二號
價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル煉乳、粉乳及バターノ販賣價格左ノ通指定ス
昭和十五年四月二十六日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

煉乳、粉乳及バター販賣價格

種 別	卸 賣 價 格	小 賣 價 格	備 考
煉乳 (加糖三九〇瓦入罐)	四打入一函ニ付 二二、四七	一罐ニ付 〇、五二	
同 (無糖四一一瓦入罐)	同 二〇、五〇	同 〇、四八	
同 (無糖一七〇瓦入罐)	八打入一函ニ付 二〇、五〇	同 〇、二四	
粉乳 (四五〇瓦入罐)	二打入一函ニ付 四四、二八	同 二、〇七	
同 (二二五瓦入罐)	同 二二、九七	同 一、一二	
同 (一、三五〇瓦入罐)	六ヶ入一函ニ付 三三、五九	同 六、二七	

煉乳 (加糖全脂五五封度入罐)	一罐ニ付 二〇、九三		
同 (一封度ハ四五〇瓦トス)	同 一四、六六		
バター (無塩バラ)	四五〇瓦ニ付 一、七六	四五〇瓦ニ付 一、九四	
同 (有塩バラ)	同 一、七三	同 一、九一	
同 (有塩カルトン入)	同 一、七六	同 一、九四	
同 (同)	二二五瓦ニ付 〇、九〇	二二五瓦ニ付 〇、九九	
同 (同)	一一二、五瓦ニ付 〇、四六	一一二、五瓦ニ付 〇、五一	
同 (同)	五六、二五瓦ニ付 〇、二五	五六、二五瓦ニ付 〇、二八	
同 (有塩罐詰)	四五〇瓦ニ付 一、九〇	四五〇瓦ニ付 二、一〇	
同 (同)	二二五瓦ニ付 〇、九九	二二五瓦ニ付 一、〇九	
同 (同)	一一二、五瓦ニ付 〇、五三	一一二、五瓦ニ付 〇、五九	

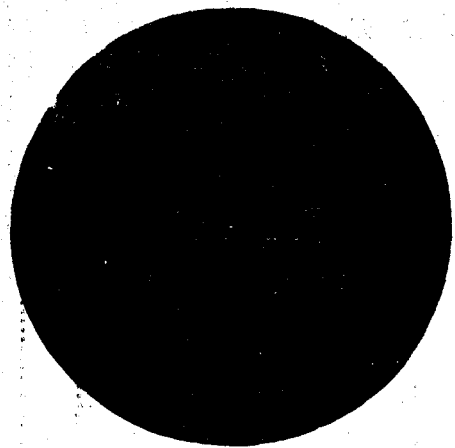
00010

為取願公報 第千四百廿五號 昭和十五年四月廿六日 (第三種郵便物認可)

三三

00011

事變特報



彙

報

第五十一號

舉國一致

盡忠報國

堅忍持久

為取願公報 第千四百廿五號 昭和十五年四月廿六日 (第三種郵便物認可)

三三

次 目

- 一 機械技術者検定の制度……………(職業課)二五頁
- 一 法定米の摺精について……………(時局課)二八頁
- 一 自給肥料資源……………(農産課)三二頁
- 一 人的資源と人口問題……………(統計課)三六頁
- 一 紀元二千六百年廢品献納運動……………(時局課)四〇頁
- 一 麥の増産と病害豫防……………(農産課)四二頁
- 一 航空機の乗員養成……………(保安課)四五頁
- 一 毒瓦斯の防ぎかた (三)……………(警務課)四六頁
- 一 滿洲建國勤勞奉仕隊への期待……………(社會課)四七頁
- 一 本年度の鳥取縣青年團努力目標……………(社會教育課)四九頁
- 一 生活刷新指導者講習會……………(社會教育課)五一頁

興亞の礎貯蓄て築け



機械技術者

検定の制度

◇制度創設の趣旨

軍需品の生産と生産力擴充のためには極めて多數の技術者が必要である。政府ではこれ等の技術者の需給調整を圖るために學校の擴充を行つてその收容人員の増加を計ると共に、他面國家總動員法を發動して學校卒業者の使用制限、國民登録、及び従業者の雇入制限等を行ひこれが適當な配置を圖つてゐるが、しかも尙不充分であるため今度機械技術者検定の制度を創始し工場事業場の勞務者の中から検定の方法によつて技術者たる能力ある者を發見するの途を開き以て技術者不足緩和の一方策たらしめると共に一般勞務者の技術向上の一助たらしめることとし、去る三月二十五日の官報を以て厚生省令第

八號「機械技術者検定期則」を公布し、本年六月上旬から第一回の検定を行ふこととなつて、本縣では六月一日を以てこの検定を行ふことになつてゐる。

◇受 檢 資 格

本制度に於て検定の對象となる者は、工場事業場に於て生産作業に従事すべき技術者であつて、受檢資格は年齢二十年以上の男子で左の各號のいづれかに該當する者である。

1 機械工作又は金屬加工を行ふ工場事業場に於ける生産作業に五年以上従事し、且つ現に従事する者。

2 前號の生産作業に三年以上従事し、且つ受檢につき特に工場事業場の長の推薦した者受檢しようとする者の年齢が二十年以上なりや否やについては、その者が受檢しようとする年の四月一日現在を以て計算し、又その者が五年又は三年以上なりや否やについても亦受檢しようとする年の四月一日から遡つて計算するのであるが、従事した年數の計算については月數

00014

によつて計算し、従事した日数が一ヶ月未満の場合にも之を一ヶ月として計算することになつてゐる。但し五年間又は三年間と云ふのはその年数を繼續して勤務してゐないでもよく、又勤務の場所も必ずしも前後同一の工場事業場でなくともよいのである。

◆検定の内容と受検順序

検定は筆記試験、作業試験、及び口頭試験を課して之を行ひ、筆記試験は受検者の便宜を考慮して前期試験と後期試験とに分けて行ふことになつてゐる。

試験及び試問の程度は検定の目的が所謂現場技術者たるに須要な能力を考試しようとするものであるから、大體工業學校(甲種)を卒業し、工場事業場に於ける實務に相當期間(四、五年)従事し、現に機械技術者たる者の通常保有すべき實務的知識技能と同程度とされてゐるのであつて、各試験及び試問の内容と出題方針は次の通りである。

甲 筆記試験

筆記試験は左の事項について主として實際問題を選択して行はれる。

一 前期試験

1 工業數學

2 工業理科

3 機械學

4 製圖

二 後期試験

1 材料

2 一般工作法

3 電氣

4 工場管理常識

乙 作業試験

作業試験は製圖、専門作業及び工場事業場に於ける一般作業常識について行ふこととし、専門作業は機械作業 仕上及び組立作業、木

算術、代數、平面幾何初步及び三角法初步
物性、熱、光、水力学、原動機及び無機化學
機械の要素、機械力学及び材料力学
用器書法及び讀圖

金屬材料、燃料及び減磨劑
木型、鑄造、火造、製罐、熔接、機械工作及仕上組立
電氣回路、電動機、變壓器
電氣計器、開閉器及び電氣照明

工程管理、賃金、工場原價計算及び安全管理

00017

型及び鑄造作業、火造及び熱處理作業並びに製罐及び溶接作業の五種の専門作業中、受検者をして専門作業を選択させて之を課することになつてゐる。

丙 口頭試験

口頭試験は一般國民として理解すべき常識問題、その他機械技術者として理解すべき常識問題、並に産業人としての心掛等に就て行はれる

次に試験及び試問を行ふ順序は、先づ前期筆記試験を行つて之に合格した者に對して後期筆記試験を課し、之に合格した者に對し更に作業試験及び口頭試験を課して検定の合格者を決定することになつてゐる。しかして一回の検定で右の試験及び試問に合格する事の出来なかつた者の便宜を圖つて、前期筆記試験に合格した者には其合格の年の翌々年末までに行はれる検定に限り、前期筆記試験を免除する事とし、後期筆記試験に合格した者に對しては同じく前期及び後期の筆記試験を免除する事となつてゐる。

◆検定の期日場所及び手續

検査は毎年一回以上行ふこととし、その時期

試験場及び出願期間等は官報を以て公告されることになつてゐるが、試験の場所に關しては筆記試験は前期後期とも各道府縣所在地に於て行はれる見込であり、作業試験は東京、大阪、愛知及び福岡の各府縣に設置された幹部機械工業養成所その他全國樞要府縣に於ける適當な場所で行はれる豫定である。尙第一回検定試験は昭和十五年六月上旬より施行することになつて居り、本縣では既記の通り六月一日である。

検定を受けようとする者は願書に履歴書、戸籍抄本、寫真及び現に勤務する工場事業場の長の證明書、(前出願受檢資格の第二號に該當する者は推薦書)を添へ、出願期間内に就業地を管轄する地方長官を経由して厚生大臣に出願するのであつて、手数料として金五圓を收入印紙を以て納付せねばならぬ。尙本年行はれる第一回検定試験の出願期間は四月二十日から五月二十日迄である。提出書類の書式等は本年三月二十五日の官報に出てゐる。

00018



法定米の搗

精について

△白米食の禁令

政府が刻下の米に關する情勢を重視し、昨昭和十四年十二月一日以降米の搗精に關する制限令を發布實施するに至つたことは既に記した處である。即ち白米食は國家の強權を以て禁止されたのであつて、爾今吾々の食べる米は搗上り九四%、搗減率六%の黒い米と規制されたのである。

これは全く近來の大英斷であつて、これに依つて得られる節米の額は必ずしも多いとは云へないにしても、この禁令に依つて得られる利點は節米以外に國民衛生の問題から重大な價値を有するものであることを考へねばならない。

節米そのものの方法について云ふならば、なほこれ以外幾多の方法があらう。しかし白米食の國民體力に及ぼす影響を考へるとき、如何にこの白米食禁止の強權發動が、國家の爲に慶賀すべきことであるかと思はれるのである。

實はこの禁令による節米は第二義であり、國民榮養を第一義としなければならぬと考へる謂ふ意味は今後米の國內供給が充實する時が來ても、再び白米食に還つて國民榮養を低下せしめてはならないと云ふ點にある。

多年の間改善すべくして竟に今日まで改善されなかつた白米主食の慣習が、今事變を通じて初めて斷行されるに至つたと云ふことに重點を置いて、一度白米食から搗減りを引き下げた米の食慣習が緒についた以上、これを今後の永久食慣習にまで守り立て、行く決意を固め、且つこれを實踐して行かなくてはならない。

時恰も我々は慶祝すべき紀元二千六百年を迎へたこの世紀の曙を紀念する意味に於ても白米食の弊風を廢して其範を長く後昆に垂れると云ふ

00015

ことは意義深いことと思ふ。況んやそれが偶々國民の爲さねばならぬ戰時國民の銃後の努めであるに於てをやだ。

△禁令の内容

搗精制限令に依る制限の九割四分と云ふのは本来白米の場合に玄米重量を一〇〇として搗減りで八分の糠を生じ、搗上り米が九割二分であつたのを二分だけ歩減りを少くして六歩に留めて歩留りを多くし、精米率を百分の九四以上に引上げてこれによつて全國で百五十萬石の節約を圖らうとしたものである。

しかしして搗精業者がこの歩留りを下げて米を搗精した場合には嚴罰に處せられるのであつて、罰則によれば三年以下の體刑、又は五千圓以下の罰金を科せられるのである。

禁令の内容は斯様に簡易なものであるが、其處で白米を廢止して搗上り九四を下らない法定米にするにしても、この六分の搗減りは何を目標として搗くか、此處に一つの問題がある。七分搗にするか胚芽米にするか。糠層を殘すか胚

芽を殘すか。法令は此の點に關して明示してゐない。従つて七分搗米論者は七分搗と云ひ、胚芽米論者は胚芽米と云ひ、此處に大きな争點が横はることになつたのである。

然るに法令の目指す所は兎に角國民に「玄い米」を食はすことにある。従つて七分搗結構、それ以下の半搗米、玄米（に對しては法律關係でなく、主として消化吸收を問題とする榮養學の立場から不可とされてゐる）乃至胚芽米でも差支へないと云ふ所にある。

其處で國民精神總動員中央聯盟の戰時食糧充實に關する協議會では、七分搗對胚芽米の學術的論争もさることながら、今は戰時である。此の國力を擧げての重大時局に直面し、此の問題で國論を二つに分け、國民を迷はすに忍びずとなし、目指す所は兩者とも米穀節約、榮養經濟國民健康の増進にあつて他意なき以上、其處に兩者の互譲を求め、法の規制する搗上り重量九の制限は、七分搗米及七分搗胚芽米と解することと一致點を發見し、遂に左様決定すること四

00016

どになつた。この解釋に對しては勿論主務官廳側も欣然賛意を表してゐるものである。従つて法の求むる搗き上り九割四分(以上)の所謂法定米は、明確に七分搗米、七分搗胚芽米と解することになつた譯である。

△白米工程七分搗米と胚芽米

周知の如く最近の米の搗き方にはこれを大別して二種の方法があると言へる。その一つは白米工程に依るもの、他の一は胚芽米工程に依るものである。而してこの兩種の搗き方は次の如く最初から異つた目的のもとに行はれるものである。

一 白米工程に依るもの

これは搗精の出發點が白米を得ることを目的とするものであるから、玄米から主として糠と胚芽を出来るだけ迅速完全に除去せんとする操作を行ふ。

二 胚芽米工程に依るもの

この工程に依るものは、最初から胚芽を出るだけ多く残さうとする目的の下に行

ふものであるから、玄米からたゞ糠だけを完全に除去しようとする操作を行ふ。

七分搗米は前者の搗精法に依るものであり、胚芽の如きは残つても残らなくても餘り問題とはならない。糠に含有されてゐる榮養分を貴重と認め剝離し易い胚芽の如きは假令榮養分に富んでゐても除去して差支へない。それが反つて胚芽に依つて失ふことより糠によつて取り止める成分の方が大きいと云ふ見解に立つものである。

これに反し胚芽米は糠に重點を置かず胚芽を重視し、糠は悉く除去してしまつても胚芽を六〇%以上殘存せしめることが出来れば、それによつて米から求めやうとする榮養分は完全に取り止め得るから、糠を残した黒い米を食ふより胚芽を残した白い米を食ふ方が、白米に慣れてゐる國民の嗜好上から云つても効率が天であると云ふ見解に立つものである。

右兩者の得失に就ては學術的にそれ／＼相當の論據があるのであるが、而し一方考へて見ると

00019

現在全國で使用されてゐる精米機十八萬二千臺中、白米工程用機械は九五%内外に達してゐるのであるから、此の白米工程の方をその儘使用して、その工程七〇%まで進んだ所で搗精を止めて搗上げる七分搗米の方が、簡單に實行され易いことになる。胚芽米も普通精米機の部分品を取り換へ又特殊の搗精技術を加へると出来るのであるが、どうしても特殊の技術的訓練を前工程にするだけ速急の間に合ひ兼ねるのである。

△兩者折衷の七分搗

今、最初から胚芽米工程を取り、搗精度七分搗程度に留めた胚芽米は從來白米状態にまで搗精度を高めた際の胚芽米に比し必ずその胚芽殘存率は高い。假令技術拙劣の者が當るとしても胚芽殘存率は多いわけである。

他方白米工程に依る七分搗米であつても、七分搗米である限り胚芽は必ず殘存する。然しそれは胚芽米工程による胚芽の數に及ばぬことは當然であるが、七分搗米は必ずしも胚芽の殘存を必要としないで、七分搗米それ自體で榮養効

率を發揮し得ると云ふ見解に立つならば比較の要を認めない所である。

だから學術的には今後更に比較研究し、其深奥を極める餘地はあつても、之を客觀的政治的に斷を下す場合、各々兩説の一理ある所を相互確認し、七分搗米を主張する者も胚芽米を無視せずまた胚芽米を提唱する者も七分搗米を重視して進むべきである。聞く所に依れば我が陸海軍兩當局でも、從來採用して來た胚芽米を時節柄七分搗胚芽米として胚芽のより多き殘存を目標して進んでゐると云ふことである。

翻つて思ふと少くとも五十年前の農家の足搗米は悉く七分搗米であり、又胚芽を多く殘存した七分搗胚芽米であつたのである。従つて今日までやかましく問題とされた七分搗米と云ひ胚芽米と云ひ、その實は昔の農民が身を以て體得した既成の理想的搗精法であつたのである。

x x x



自給肥料資源

肥料の配給は益々困難を加へて來た。近來各農家とも購入肥料の使用量が往時に較べて甚だ増加し、一般農家の施肥方法が以前の自給肥料本位であつた時代に比して著しく變つて、購入肥料の使用による耕作法と慣れて來てゐるに對してこの配給の困難は農家をして甚しい苦境に陥らしめ、時局下益々農作物の増産を圖らねばならない現況に於て實に憂慮すべき事態となつたのである。

政府に於てもこの肥料の配給については非常な努力を拂つてゐるのであるが、購入肥料の原料が大部分輸入品であつたり、又は戦争の爲に必要な材料と共通であつたりする爲に、この購入肥料の需給關係の困難といふことはまだく

容易に復舊し難いものと考へねばならぬ。従つてこれが對策としては、農家は購入肥料の施肥の合理化に依つて之を節約する一方、自給肥料の増産利用によつて其の不足成分量を補給することを覺悟しなければならぬのである。自給肥料の増産も近來の勞力不足、原料の減少等に依つて困難となる傾向にあるのであるが、翻つて考へると、古來購入肥料が普及してゐなかつた時代に於ては、農家は殆ど自給肥料に依つて肥培を行つてゐたものであつて、從來使用せられてゐたもので現在其の利用が廢つて居るものも非常に多い。農家に於ては、今後購入肥料に依存することを主とした肥培方法を革めて自給肥料の増量を圖り、この時局的肥料不足に對處しなければならぬのである。以下卑近なる自給肥料について再検討を加へて時局肥料對策の一助とする次第である。

堆・厩肥材料

堆肥と厩肥は自給肥料の大宗であつて、之が増産は肥料不足時代に於て特に重要である。然

るに近時纖維工業又は藁工品の發達のために之が原料に不足を來し其の製造が困難となりつゝあるが、しかし藁稈類以外にも各種の材料があり、その肥料成分も藁以上に含有せられてゐるものもある。殊に山野の雜草の如きはまだまだ多量に利用せられねばならないし、鋸屑、落葉、河海藻類、熊笹、塵埃等も利用せらるべきである。

材料名	窒素	磷酸	加里
鋸屑	〇、一四	—	〇、一二
瀾葉樹落葉	一、三七	〇、三四	〇、〇一
針葉樹落葉	〇、八八	〇、一六	〇、一三
河藻	二、四六	〇、六六	二、三四
海藻	一、三〇	一、〇〇	四、九〇
熊笹	一、三九	〇、一三	二、二〇
菜種稈	〇、五六	〇、二五	一、一三

甘藷莖	一、一八	〇、五一	一、二八
除蟲菊莖	〇、九四	〇、七一	一、〇九
玉蜀黍莖	〇、四八	〇、三八	一、六四
ススキ	〇、七六	〇、四八	一、三九
チガヤ	〇、五九	〇、五三	—

(凡 乾物一〇〇分中)

唯、製造に際して吸水力の弱いものは細切し或は石灰を稍多量に加へるとか、或は藁稈類を一、二割混用し、又は速成堆肥等では窒素源を稍多量に加へる等の操作に注意を要する。

綠肥用植物

栽培綠肥は既に廣く奨励利用されてゐる所であるが、山野堤塘に自生する草木にも綠肥として利用し得るものが多い。萩の葉、葛の葉等が肥料として効果の多いことは松村宗案(永録七年)も古くから報告してゐる所であり、古來農家は瀾葉樹の新葉、畦畔の雜草等は水田に綠肥

00022

として基肥、追肥として使用して來てゐる。今之等の緑肥成分含有率を示すと次の通りである。

材料名	刈取期	水分	窒素	磷酸	加里
葛の葉	七月	晴天三日 間乾燥	一、六〇	〇、三五	—
ネムの葉	〃	〃	四、四〇	〇、三六	—
ハギ	〃	〃	一、五八	〇、四三	—
小檜	〃	〃	一、一九	〇、五七	—
檜の木	六月	〃	七〇、〇二	〇、九八	〇、四六
樟の木	〃	〃	七〇、九八	〇、七〇	〇、三三
ヒメシヤラ	〃	〃	七四、五五	〇、三五	〇、二七
檜栗其他	〃	〃	六八、六四	〇、七七	〇、三六
雜木	〃	〃	六八、五三	〇、七七	〇、三三
川柳	〃	〃	六八、五三	〇、七三	〇、三六
雜草	〃	〃	七二、〇〇	〇、七七	〇、四九

即ち之等の材料は氣候、施用の方法に依つて效果に差異はあるが、非常時用肥料として充分

利用せらるべきものである。更に山裾、荒廢地等にハギ、ハゲンバリ、葛、藤、其他の緑肥植物を栽培して緑肥用林を作るもよく、畦畔等にクローバー其他の緑肥料成分の多いものを繁殖せしめると一層有効である。

栽培緑肥類は更に有効であつて、其の効果は硫安又は大豆油粕に比して變り無く、例へば青刈大豆二五〇貫一三〇〇貫は硫安窒素一貫に相當するものと見られる。

汚泥
灌排水溝、湖沼、溜池、堀等の底には泥土、水藻類等の遺骸等を堆積して永年月の間には多量の汚泥を沈定してゐるものである。

滋賀縣で泥藻(泥土と水藻の混合物)又は泥土を水稻に對し反當一、五〇〇貫乃至二、五〇〇貫を施用して殆ど購入肥料を施用せずに多量の收量を擧げてゐる例から見ても、之等の肥料的價値の大きなことが考へられる。尙汚泥は一種の客土として、耕土の増加に依り土壤の肥沃度を増す上に有効である。たゞ空氣に缺乏して

00023

ゐる所で生産せられたものであるから、還元性物質が作物の生育を害する懸念もあるが、之も採取後ある期間堆積することによつて其の虞を無くすることが出来る。

灰類

加里は我國に最も缺乏した肥料資源であつて濃厚自給肥料としては灰類のみである。農家の生産する灰は燃料の關係から加里含有量の多いのが常である。今各種の燃料から生産せられた灰の加里含有量を示すと次の通りである。

材料名	加里全量	材料名	加里全量
木灰	八、八九%	煙草中骨灰	二四、〇二%
松葉灰	二、六八	煙草莖灰	三九、一五
松毛樺樹灰	三、九二	粗殼灰	〇、三七
桐落葉灰	三、五五	鋸屑灰	二、〇四
榿皮灰	〇、五四	土灰	三、八六

棉實灰 (挽殼灰)	二一、九九	藁	灰	五、〇七
萱及小笹灰	二、八六	薪煤煙	二、四〇	
煙草灰	二五、〇四			

農家は其の竈の構造上灰を永く放置して置く事が多いが、灰類は高熱に永く逢はせると生産量を減少し、且つ主成分である炭酸加里が不溶性の珪酸加里に變じて肥料効果を減ずるものである。

都市に生産せられる灰は一部は採取販賣せられてゐるが、積極的に採取すれば資源は豊富にあるものと考へられる。唯都市に於ける灰は燃料の關係上その成分に甚しい差異があるから注意を要する。全國主要都市に生産せられた木灰八四點に就て農林省で其の成分を調査した所に依ると、加里全量に於て最多一〇、八四%、最少一、〇五%、平均四、四七%となつてゐる。

燒土及び山土

00024

焼土は古くから盛んに行はれたやうであるが現在では勞力を多く要する結果次第に減退してゐる。

焼土の方法は山野の土、池溝の泥土、圃場の土壤の一部又は稻株等を藁、糠殻、塵芥、柴草等の燃料と共に燻焼するものであつて、焼土の際の成分の變化は多數の調査の平均によると、成分の損失量は原土中のものに對し窒素は二六%弱、腐植土は五一%に達するが、焼土後は可溶性の成分を増し、窒素は一一%、燐酸は三七%、加里は五八%の増加を示すと云ふ。尤も燃料中から來る成分を合算したものである。即ち焼土の肥料的效果は可溶性成分の増加に依るものであるが、間接的に土壤の理學的性質の改良微生物の部分殺菌による効果、客土としての效果等が考へられるのである。特に粘重な土壤の麥作には効果が顯著なものである。

山土とは山野の未耕地の土壤を圃場に客入する方法であつて、古くから行はれてゐた方法であるが、山土の客入は耕土の増加を來すばかり

でなく、作物の連作による耕土中の未知成分の缺乏の補給等も考へられるのであるが、更に加里分の補給ともなるものである。

其の他自給肥料資源としては米の磨汁、羽毛毛髪等の窒素肥料の外糠類、家畜、家禽糞、海産動物の遺骸は燐酸肥料として効果があるし、種々の細心の注意を拂へば自給肥料資源はまだ多量に存在するのである。之が蒐集を行ひ其の製造方法を考慮し、施肥法に研究を加へたならば、購入肥料の需給の調整にはさほど困難ではないと思はれる。



人 口 問 題 と 人 的 資 源

日本はいま新しい東亞を打ち建てるために大陸で戰爭をして居ります。そのためには鐵や石

00025

油のやうな「物」が非常に澤山に必要ですが、又國家活動の手となり足となる「人」もいくらでも必要なのです。つまり物的資源と人的資源言ひかへれば「物」と「人」とが完全に揃はなければ國家は思ふやうに活動出來ません。近頃各方面で人が足りないといふことを聞きますが之は日本が現在從事してゐる大事業のためには如何にこの人的資源の充實が急務であるかといふことを物語るものでありまして、この人的資源を心配なく保つて行くことこそ、我が國の人口問題の中心をなすものです。

先づ私達が念頭に置かなければならないことは、世界二十一億の人口の三割に過ぎない白色人種が、世界の陸地の九割までを支配してゐるといふ事と、我が大和民族を除いた東亞諸民族五億餘の人口、つまり世界の人口の四分の一を占める有色人種が、白色人種に支配されて苦しんで居るといふことです。我が日本がこの東亞諸民族の盟主となつて新しい東亞を建設することこそ、支那事變の民族的意義であります。

このやうに大和民族に課せられた民族的使命は益々重大になつて來ましたが、私達はこの民族的運命とその歴史的地位を自覺して、使命の達成に渾身の勇を揮はなければなりません。このために大陸に勇戦する多數の軍隊や、生産力擴充のため多くの産業戰士を必要とするばかりでなく、大陸に骨を埋める樂土建設の開拓者を送らねばなりません。かやうに人的資源の確保を訴へる我が國現在の人口問題は、たゞに人口の戦時體制の問題であるばかりでなく、永遠を旨指す大和民族發展の要望に基くものと言はねばなりません。

こゝで我が國の人口問題の變遷を一わたり眺めて置きたいと思ひます。我が國では明治三十年以來急激に人口が増加しまして、我が國民の主なる食糧である米の生産額が之に追ひ付かないと云状態を呈して來ました。そこで人口と食糧との問題が人口問題の中心となつてゐました。其後、農業生産と經營の改善が大變順調に行はれ、特に外地に於ける米の増産計畫が成功し

て、いつの間にか食糧問題の方は解決した形となりました。所がその後歐洲大戰の後の不況時代になつて、人口が増加しても仕事がないといふことになり、不景氣のドン底といはれた昭和五年には、失業人口が二百萬以上にも達しました。そこで人口と食糧の關係を中心とした人口問題は、一轉して失業問題つまり人口と職業の關係を中心とするやうになつて來ました。その内容は過剰人口、つまり食糧や職業から見て剩つた人口をどうするかといふことでありましたが貧乏も失業も移民も、凡て人間の數が剩つてゐるからであるといふ風に解釋され、産兒制限の問題さへ現はれるといふ様な状態でありました

所がかの滿洲事變の勃發を一轉機として、日本は五族協和の滿洲の建國を助け、王道樂土の建設に協力し、その大和民族の民族的使命を實現する緒を大陸に見出して以來、我が國の人口問題は正反對の姿を呈するやうになりましたつまりその頃から全世界を擧げて準戰時體制即ち戰爭準備に狂奔するやうになり、我が國も亦經

濟構造の急激な變化を促されました。つまり全産業の中に於ける工業の地位が重要になり、又工業の内部でも機械器具工業、金屬工業及び化學工業が急激に發達し、失業人口をその方に吸ひ取ると共に、新しく興つた工業の部門には勞働力の不足さへ訴へるやうになつて來ました。

そこへ持つて來て支那事變の勃發です。前線に多數の將兵を送らなければならぬと同時に近代戰の特色である經濟戰に打ち克つためには銃後に更に多くの勞働力を必要とするやうになりました。そして現在勞働人口の不足が叫ばれて居る一方、民族發展の先驅者として、滿洲にも大量の移民を年々送らねばならぬ有様です。

このやうに、世の中は變れば變るもので、曾つては多過ぎる人口をどうするかといふ問題で頭を悩ましてゐたのが、現在では足りない人口をどうするかといふことになつて來たのです。そして經濟問題であると共に民族問題として考へねばならぬことになつて來たのです。

それでは日本の人口はどれ位あるかと申しま

00027

すと、昭和十四年の推計によれば、内地だけで七千二百八十七萬五千八百人となつて居りますから、これに海外に在る者や朝鮮、臺灣、樺太等を加へますと約一億人になるでせう。外國では支那が四億四千萬といはれて居り、ソヴェトが一億七千萬、北米合衆國が一億四千三百萬、ドイツが七千八百萬ですから、日本も人口の點では世界有數の國なのです。

所が之から先の事を考へますと、少し心配になることは日本の出生率が追々減つて行くといふことです。勿論總體の人口は年に九十萬から百萬もふえて居るのですが、毎年の生れる數の割合は大正九年に人口千に付て三六・二といふ出生率を示したのを最高として、その後漸次少くなり、昨今では人口千に對し三十前後で、全體として下る傾向を示して居ります。死亡率の方も下つてゐますが、昭和十一年には人口千に對し一六・八といふ數字が出て居ります。

外國でもフランスなどは既に人口の減少を來して居り、イギリスでは死亡率の低下によつて

全体の人口はまだ殖えて居るのですが、小兒の人口が減つて老人の人口が殖えるといふ現象を呈してゐます。これは老人が長く生き伸びるからで、子供の生れる數は減つて來て居ります。今の勢で進めば、今日四千六百萬のイギリスの人口が、百年後には四百六十萬、即ち十分の一になるといつて心配して居る學者もあるとのこと

です。

それではこの日本の出生率が減つた原因は何であるかといふことはまだハッキリ判らず、今後の重大な研究問題であります。都會に人口が集中することが原因の一つではないかと言はれて居ります。日本では人口が物凄く勢で都會に集まつてゐますが、その都會の出生率が低いので、結局人口の都市集中といふことが出生率減退の原因と考へられ、更に都會の出生率の減る原因は、經濟問題から來る晩婚とか結婚難であらうと思はれます。又青年に結核の多いといふことも原因の一つでありませう。

一度減り出した出生率を元に返すといふこと

は却々難しいものです。日本もまだ千につき三十前後の出生率を保つて居る今日、眞剣にこの問題を考へ出したのは幸ひです。結婚を奨励して、子供の保護に全力を注がねばなりません。文字通り「生めよ、殖せよ」の叫ばれる時代になつて来たのです。それにはどうしても、日本人全部が健康な身體を作ることが大切で、「強力日本」建設のためには、先づ「強力日本人」を鍛へ上げることこそ先決問題です。

× × ×

紀元二千六百年



廢品献納運動

縣では從來二回に亘り廢品献納運動を行つて

来たが、今回更に第三回目の「紀元二千六百年廢品献納運動」を次の要項に依り行ふことになつた。

一 廢品整理日及び蒐集日

整理日 五月七日
蒐集日 整理日より五日以内

二 蒐集方法

各家庭に於ては整理日を期して整理し、回收機構單位の蒐集に應ずること。尙ほ蒐集は回收機構の活動に依るものとすも婦人團體、青年團、少年團等の勞力奉仕に依り其の市町村に於ける實情に即應せる如く計畫すること。
紙反古は右とは別に適當な方法に依つて小學校中心に集め、小學校自体のもの併せて献納品とし、又小學校に於ては製紙原料不足の實情に鑑み、製紙原料報國献納運動として是非損減せらるゝ紙反古のないやう兒童を通じて各家庭に徹底せしめ、集荷は

小學校單位とすること（小學校の紙反古は公費に依つて購入した物品より生じたものを除く）

三 廢品献納の種類

献納すべき廢品の種類は各家庭の任意である

四 賣却方法及び代金

蒐集せられたる廢品は各市町村に於て適宜廢品取扱業者（屑屋）に賣却することとし代金は小學校、市町村別に縣社會課内支那事變軍事後援會宛献納すること（出動軍人の慰問品代等の資金とする）送先振替口座 岡山九二三六番

五 成績表

成績表は左の様式に依つて市町村、小學校の各取扱別に五月二十日までに報告する事

廢品献納成績表（小學校は製紙原料報國運動とすること）

献納品の種類	數量	賣却代金
計		



麥の増産と病害防除

柳は緑に花は紅、春は今や酣となつて田圃は麥の發育盛りとなつた。農家の秋冬の苦心は酬いられてその出来榮えも嬉しい極みである。麥特に小麥の増産は事變の進展並びに日滿支を通ずる需要の増大に伴つて益々其の重要性を加へ

更に現下に於ける食糧事情は一層之に拍車をかけ、國に於てはその増産を期するために昭和十五年收穫に於て平年收穫高九百五十萬石に、更に三百五十萬石を増産して合計一千三百萬石の生産確保を目標とし、本縣に於てもこの國策に順應して増産計畫を樹立して目的達成に邁進しつつあるのである。

本縣に於ける増産の方法は、作付面積の擴張と反當收量の増加の二方法であるが、前者に於ては可耕休閑地を利用することにより、後者に於ては病蟲害等に依つて起る減損を防止することによつて増産を圖らねばならない。

病蟲害による減損は當然收穫し得べきものが之等のために減收になるのであるから、之を防止することは効果が最も顯著である。殊に銹病白澁病及び赤黴病等は收穫間際に發生して意外の損害を與へるものであるから、折角ここまで作り上げたものを最後まで完全に生育せしめて生産を確保しなければならぬのは當然のことである。

小麦の病害として被害の甚しいものは多々あるのだが、中でも銹病、白澁病等は生育の旺盛な莖葉のよく繁茂したものに發生が多く、赤黴病は出穂後の天候如何によつて異常な大發生をするものである。これに對しては藥劑撒布を行へばその發病を防ぎ、相當の増收を得ることは確實であるから、國策に順應して防除を勵行し増産を圖らんことを切望する次第である。

又、大麥、裸麥の増産も、刻下の食糧事情から考へて極めて緊要な事柄であるから、之等に對しても是非同様に病害防除の手段を講せられたいものである。次に防除を要する病害とその防除法を記して置く。

(一) 銹病

麥類の銹病はアカサビ又はアカシブと稱し、各地に發生して被害が少くない。殊に多收穫を目指して肥料を多量に施し、或は遅く追肥を施した場合等には發生が一層激甚である。殊に小麦は銹病に侵され易いから本病の防除は小麦の増産上最も大切なことである。

銹病は莖葉及び稈に發生して之を枯死せしめるので、麥粒の稔實を阻害し品質を低下すると同時に收量を減ずる。

銹病には數種類あるが本縣の小麥に被害のあるのは次の三種である。

1 黄銹病 銹病中最も早く發生する病害で、普通出穂直前頃から發生する病斑は葉の兩面葉脈に並行して生じ、連續的に數條の小さな黄銹色斑點となり、後表皮を破つて内部から鮮黄色の粉末を飛散する。病勢が進行すれば全葉面が橙黄色の銹粉に覆はれて莖葉は枯死するに至る。

2 赤銹病 黄銹病より發生期が少し遅れ、普通出穂後に發生する。病斑點は黄銹病より稍々大きく、點々散生する。胞子堆は肥大すると表皮を破つて赤褐色の粉末を露出し、病勢が甚しくなると枯死する。

3 黒銹病 發病期は銹病中最も遅く、普通糊熟期以後に發病するもので、晩熟種に被害が多い。病斑は長楕圓形の褐色を帯びた斑點が葉脈に沿つて細長い集團をなし、漸次擴大して後に

は表皮が縦に破れて粉末を飛散する。又、稈にも發生して莖葉が枯死し、前と同様の慘害を與へる。

(二) 白澁病

麥類の白澁病はウドン粉病とも稱し、大麥、裸麥、小麦に發生する葉及び葉鞘に白色の病斑を生じて之を枯死せしめるので被害は相當大である。

病狀は出穂前後に發生し、先づ葉面に圓形又は紡錘形の灰白色の斑點を生じ漸次擴大してウドン粉を振りかけたやうに白くなり、被害の甚しい時は莖葉全體灰白色の微で覆はれることがある。日を経ると灰白色の病斑は黄褐色となり莖葉は萎凋枯死するので麥粒は稔實が不良となつて收量を減するのである。

(三) 赤黴病

この病氣は出穂直後に降雨が數日連續すると發生するので雨直接の害のやうに見られるが、病菌によつて起る病害であつて、降雨は發病を助長するものである。適當な防除法を行へば防

00032

除出來るのである。
 麥類の穂に發生するもので被害穂は一部分變色して綠色を失ひ、次第に灰白色となつて白枯となる。病穂には後淡紅色の微を生ずる。被害穂は全く腐敗するか又は糝となるので品質を低下し減收を來すもので甚しいときは四、五割の減收を來すことがある。

防除法

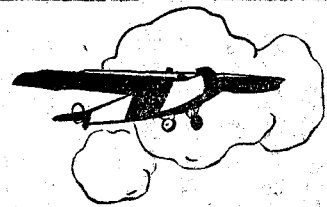
- 1 誘病及白澁病は施肥が多量殊に窒素が過多で莖葉が軟弱に生育したものの、追肥の時期が遅れて晩出來となつたもの、播種期が遅れたもの冬期が溫暖で軟弱に徒長したもの等に發生が多から、栽培に當つては之等の事項に注意して強剛に生育させるやうにすることが肝要である
 - 2 現在生育が良好であつて發病の虞れがあるものに對しては藥劑を撒布して發病を未然に防ぎ、減收を防ぐがよい。
 - 3 藥劑は石灰硫黃合劑が最も有效である。
- ▲石灰硫黃合劑の撒布方法並に撒布上の注意
 撒布時期及び回数
 第一回 出穂初頃 (五月初旬頃)

第二回 穂揃一、三日後頃(五月中旬頃)
 第一回撒布から一週間乃至十日位経た頃
 第三回 糊熟頃 (五月下旬頃)
 第二回撒布から一週間乃至十日位経た頃
 撒布液の濃度及び撒布量
 ボーム比重〇、四乃至〇、五度液とし、一回撒布量は反當一石乃至一石五斗とする。

撒布液濃度	市販品ノ稀釋倍數		反當原液所要量		備考
	一石撒布ノ場合	一石五斗撒布ノ場合	一石撒布ノ場合	一石五斗撒布ノ場合	
ボーム比重〇、四度ノ場合	一〇六倍	約一〇〇升	約一〇〇升	一〇六升	一回撒布量
同	八四倍	同一〇二升	同一〇二升	一〇八升	
〇、五度ノ場合					

調劑は所要倍數の清水に原液を注加してよく攪拌すればよい。
 (例) 〇、五度液一石を調製する場合には清水一石に石灰硫黃合劑原液一升二合を入れて攪拌する。
 大略原液一升を水一石に稀釋すればよい。
 注意 撒布は噴霧機を用ひ莖葉に充分附着させるやうに叮嚀に行ふこと。
 五六月頃降雨が多ければ莖葉は軟弱となり發病が多くなるから撒布を怠らぬこと。

00033



航空機の

乗員養成

出穂後に降雨が連續すれば赤微病の發生が激甚となるから、かかる際は第二回及び第三回の撒布を嚴重に行ふこと。

飛行機に乗組んで航空の仕事に従事するものは操縦士の外に、

航空士、機關士、通信士等がありまして、お互に其の持場を完全を守るによつて飛行機は完全に且正確に運航せられるのであります。従つて優秀な乗員を多數に保有するといふことは民間航空の振興發展上缺くべからざる要件であります。従來我國に於きましては之等航空機乗員の養成機關としての完全な設備を有していませんでした。

最近航空事業の異常なる發展に伴ひ、航空局

では「中央航空機乗員養成所」を設置して本格的な養成を開始し、更に全國樞要の地に「地方航空機乗員養成所」を設ける方針であります。之は最近國際情勢の緊迫に伴ひまして、歐米諸國の例に見るやうに、民間に相當數の操縦要員を養成保有すると共に、軍の人的資源の培養機關としても必須の要件であります。

地方養成所卒業生は更に中央養成所に入り、定期航空その他の業務に従事することとなるわけでありませぬ。しかし現在には應急的な方法として、仙臺、米子の二箇所で操縦士を、東京府立工業學校で機關士を養成して居ります。操縦生志願者の資格は年齢満十八歳から満二十歳までの獨身の男子で、學力は中學校第三學年修了程度以上、嚴重な體格試験及び學科試験を経て銜せられます。又機關生志願者の資格は甲種工業學校又は之と同等以上の學校卒業者なることを要します。養成期間は操縦生は九箇月、機關生は二年で、學用品、被服を官給する外、食費として毎月手當も支給せられます。

00034



毒瓦斯の防ぎかた (三)

四 外出先の防護

一 外出先で瓦斯に遭遇した場合は慌てずはならぬ。面を持つて居つたならば確實に被り、持ち合せがなかつたならば個人の防護に述べたやうに手拭等を鼻、口に當て、附近警防團員の指圖を受けて避難するがよい。避難所は道路に沿ひ必要所所に設けられる。

瓦斯は風下に流れるから風向に注意し、老人や女子供はよくいたはらねばならぬ。

二 空襲を受けたとき所用の外出は成るべく避けるがよいが、己むを得ない場合は防毒面を携行することを忘れてはならぬ。尙其の他に晒粉包やゴム手袋、油紙のやうな覆になるものを持参すれば一層安全である。

三 糜爛瓦斯で汚れた所は警防團員に依つて立

札や縄などで標示されるから其處へは這入つてはならぬ。假令未だなくても異様な臭のする液が地面に撒かれてあつたら避けて通ることが必要で、下駄やゴム靴で通つてもすぐ「通過後」晒粉で消毒することが大切である。晒粉がないときは土や砂で充分擦り取るのも充分ではないが效き目がある。

四 瓦斯雨下の場合には屋根下に逃れねばならぬ建物などの風下に避けると比較的安全であるが風下の方から巻き上げて毒を被ることがあるから油断してはならぬ。

五 瓦斯に中毒したと思ふ者は激動を避けて速に救護班等の手當を受けることが緊要である。

五 瓦斯患者の救急

瓦斯患者に對する救急處置は迅速でなくてはならぬ。之がため早く毒を除き治療することが大切であり、速に救護班や醫師に連絡して指圖を受けるがよい。左に指圖を受ける迄の心得を述べる。

00035

一 瓦斯患者は先づ之を新鮮な空氣の所に救ひ出して速に身體の毒を除き、出来れば着物を着替へ、着物や携帶品等には標をつけて之を安全な場所に集め出来るなら直に消毒するがよい。此の際患者の面をとることは身體の除毒後に行ふがよい。

二 瓦斯患者を救ふ者は必ず防毒のため裝面をし、ゴム手袋やゴム靴其の他必要なるゴム服等を着ねば危険である。

三 瓦斯患者特に窒息瓦斯に中毒した者は成るべく安静を保たしめ、其の救出しに當つては一見輕症者と雖も歩くのを禁じ、擔架等で運び出し、速に救護班の處置を仰ぐべきである。

四 瓦斯患者は多くは體温が下り、重症者になると人事不省になるから安静にすると同時に保温に注意し、毛布、湯タンポ等で直接保温に努める外、室内の温度及び換氣に注意せねばならぬ。

五 糜爛瓦斯に對しては個人の防護で述べたことを注意すれば宜しい。

之を要するに瓦斯は防護の出来るものである。それ自身は恐るべき力を持つて居るのであるが之に對する準備を整へて置き、慌てずに確實に以上述べたことを能く守り、防護を實施すれば敢て恐れるには足らない。

「備あれば憂なし」各家庭では平素から以上のやうな瓦斯防護に對する認識を深くし、其の防護材料設備を準備し、又訓練を充分にして一旦敵機の空襲を受けた場合一糸亂れず防護の効果を發揮して銃後の護りを固めることが肝要である。

x x x



滿洲建設勤勞

奉仕隊への期待

00036

近年の目覚ましい躍進の途上にある滿洲國に昭和十四年夏日本内地から一萬名に達する建設勤勞奉仕隊が渡滿した。滿洲國では擧げて此の一萬名の若人を歓迎し、其の勞苦に對して深甚の感謝を捧げたことは云ふまでもない。

殊に滿洲の建設事業が同年は非常に速度を増して來てゐたにも拘らず、豫定されてゐた苦力九十萬が僅六十萬しか集めることが出來ないために非常な勞働力不足を訴へ、事業を進めて行く上に困難を感じてゐた折も折、勤勞奉仕隊の一萬名の渡滿は正に早天に慈雨の思ひであつたのである。殊に開拓地にあつては丁度除草期に際會してゐて、謂はば猫の手も借りたい程であつたから非常に喜ばれた。勤勞奉仕隊は飼料増産、國境建設等の目的を以て渡滿したのであつたが、其の何れも立派に目的を果して歸國したと云ふことが出来る。

而も此の建設勤勞奉仕隊が、國民精神總動員の實に良き訓練となつたのである。精神總動員と云ふのは、徒らに掛聲ばかりでは何にもならな

い。斯う云ふやうに或る目的の下に大集團を動かして見て、初めて精神總動員の訓練となるのである。

同時に此の奉仕隊が滿洲人に好影響を與へたことは非常なもので、日本が支那事變と云ふ大きな戦争をやりながら、之だけの若者を送り得ると云ふことに對する驚嘆は勿論、勘定高い滿洲人から見ると、何等の報酬なしにどしどし仕事をして行く、詰り只で働いてやると云ふことが不思議でならないのである。日本人と云ふものは自分等の想像出來ぬ違つた人種なのかと云ふ驚きにどらはれ、此の驚きは應て感嘆と變つて來たのである。

此の勤勞奉仕隊の活動を見てゐた或る滿人の村長さんが感心の餘り、遂に附近各町村の青年に呼びかけて忽ち三千人の滿人の勤勞奉仕隊を作り上げ、「日本人に負けるな」と非常な意氣込で道路工事を始めたと云ふやうな實例も各地に少くなく、彼等に生きた教訓を與へることが出來たのである。

00037

又最初の中は兩者の間に感情上に於て多少のいざござはないでもなかつたが、奉仕隊員の目覺ましい活動を認め、最後には非常な感謝を以て其の飯國を送つたと云ふことである。其の外開拓團は固より駐滿部隊及び在滿の各機關、各方面から非常な感謝を受けたことは云ふまでもない。

隊員にしても新興滿洲國の素晴らしい活動狀況を目の邊りに見、興亞の據點としての滿洲國と云ふものを充分認識することが出來たらうし其の豊富な資源、廣漠涯なき沃土に限りない魅力を覺へて、大陸に永住を決意した者も中にはあつたであらう。更に又青年時代に誰しも持つてゐる人問一生に一度は苦しみを味はつて見たいと云ふ願望を充たすことが出來、若き頃の體験として一生忘れ得ぬ強烈な思ひ出となつたであらう。

此のやうに大成功を収めた勤勞奉仕隊のことであるから、滿洲國では本年はもつと大規模に執行すべく大いに準備を進めて居り、少くとも

三萬人の勤勞奉仕隊を迎へたいと云つてゐる。即ち内地から二萬六千人の奉仕隊を募つて二回に分け、残りの四千人は滿洲人の青年、主として協和會や青年訓練所の青年に參加して貰ひ奉仕隊の在滿期日は矢張り夏期三ヶ月間位を最も適當として此の實現を期してゐる。

更に此の勤勞奉仕隊は單に開拓團の手傳ひをすると云ふのではなしに、積極的に未耕地の開拓に當ると共に、分村計畫と緊密に結び付けて開拓團の送出にも寄與すべく色々計畫を進めつつあるが、滿洲國では此のやうに勤勞奉仕隊の將來に付て非常な期待を寄せてゐる。



本年度の鳥取縣

青年團努力目標

支那事變は茲に第四年の段階に入り、聖戦目

的貫徹の決意を愈々新にするを要するの時、恰も紀元二千六百年の盛時に際會し、加ふるに畏くも令旨奉戴二十周年に當つてゐる。此の千載一遇の一年をして眞に歴史的躍進の時期たらしめるためには、愈々青年團の活動を更張振作し國民生活の各部層に亘りて皇國民たるの自覺に徹する國體の眞の姿の顯現を期しなければならぬ。依つて鳥取縣青年團では右の趣旨により次の項目に重點を置いて本年度各種事業の經營を實施することとなつた。

一 青年團新體制の強化擴充

青年團機構の整備、組織の擴大強化を圖り之が指導力の充實を期する爲普く縣下全部市に專任指導設置を助成して大に各種の教育活動を展開し、以て全國青年團綜合體制の強化擴充に寄與し、興亞の新秩序建設の基本組織たるの實を擧げんとす。

二 興亞青年運動の展開

興亞新秩序建設の基礎は日滿支青年の共勵切磋に俟つこと大なり。宜しく全東亞青年の

大同團結を圖り、相提携して興亞の大業達成に邁進すべく努めて中央に於ける是が企圖に參劃し、以て歴史的使命達成の礎石たらんことを期す。

三 經濟報告活動の徹底

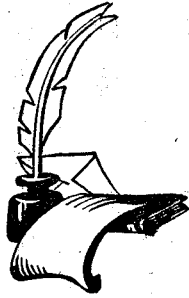
國民經濟運營の前途頗る多難にして、該部に於ける青年團活動の重要性は愈々切實ならんとす。即ち青年團農業報國乃至都市に於ける産業報國活動等専ら青年の汗水を通じての勤勞奉仕活動の徹底を圖り、進んで物心一如の皇民生活道の建設に努力し、國運進展の根基を培はんとす。

四 銃後奉公態度の強化

事變の長期化に伴ひ銃後奉公態勢の強化を要すべきを以て、青年團は益々今次事變の世界的意義を確認し、居常護國の英靈を仰ぎ、忠靈顯彰、皇軍慰問、傷痕並に戰歿軍人家族の援護、出征家族の慰問及軍役奉仕に抵進するは勿論、進んで日に新なる國民精神總動員運動の中核たらんことを期す。

五 國防訓練體位の向上

青年體位の向上と團體訓練を重んじ、特に非常變災に應ずる青年團動員訓練の強化徹底を圖り、以て國防能力の増強を期す。



生活刷新 指導者講習會

鳥取縣婦人會では大日本聯合婦人會と共同主催、文部省厚生省鳥取縣後援の下に、去る四月十七日より二十日に至る四日間鳥取市立高等女學校に於て生活刷新指導者講習會を行つた。蓋し、支那事變も既に四星霜を閲し、銃後生活刷新の要愈々緊切を加ふるに際し、婦人會は之が推進の中核たるべき使命を有するに鑑み、婦人會の指導者及び幹部に對して婦徳の涵養を圖り

併せて生活刷新の識見を高め、實踐に關する修鍊をなさうとする爲であつたのであるが、この講習會は四日間に亘る婦人としては相當長期の合宿共同生活の講習會であつて、かくの如き方法に依る講習會は全國的に見てもあまり多くの例を有しない催しであつたのであるが、正員四十八名傍聽者六十名の受講者によつて極めて盛大有效に實施せられたことは實に意義深いことであつた。今後に於ても斯る催しに對してはあまねく各會員を通じて多數出席してその修養に努めると共に、益々婦人全体の向上に努められんことを希望する次第である。

尚講習課目及び講師は次の如くであつた。

時局と國民精神總動員

精動中央聯盟講師 稻垣 守克氏

日本 婦 道

鳥取市立高等女學校長 竹内熊太郎氏

家庭教育の振興

文部省社會教育官 栗林 信朗氏

衣類の經濟と其の實習

大日本聯合婦人會家庭科學研究所員
和洋女子專門學校教諭 結城 玉枝氏

榮養と經濟料理の實習

家政榮養研究所 木内清三郎氏
住宅の保健と經濟設備 今和 二郎氏

結核豫防治病に就て

厚生省技師 加藤 英郎氏

時局下婦人會

社會教育主事 細川 隆氏

歌謠指導

鳥取市立高等女學校 和田 松彦氏

生活指導

鳥取市青年團主事 田中 保雄氏
鳥取縣婦人會役員 永田 健三氏

貯蓄獎勵に就て

國民貯蓄獎勵局囑託 永田 健三氏

四月十七日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

週報第百八十三號掲載内容

勤勞所得の源泉課税とは (大 蔵 省)

委託又は郵便による戸籍の届出 (司 法 省 民 事 局)

神武天皇聖蹟の調査 (文 部 省)

少年保護事業の前進 (司 法 省)

機械技術者検定について (厚 生 省)

市町村義務教育費國庫負擔法の改正 (文 部 省)

國民政府に對する各國の動向 (内 閣 情 報 部)

北歐に戦局擴大 (外 務 省 情 報 部)

戦禍の北歐事情 (海軍省海軍軍事普及部)

特別寄稿 二千六百年史抄 (一〇) (菊 池 寛)

寫眞週報第百十二號掲載内容

表紙 ままにとび立たんとする川西式 二十五人乗四發大飛行艇

皇太子殿下御入學遊ばさる

南洋定期航空路につく新巨艇

戦火北歐に波及し獨軍が占領したデンマークとは、又獨軍が進撃を敢行しつゝあるノルウェーとはどんな國であらうか

波さわぐ北海—北海に潜水艦と共に優勢な英海軍を向ふに逼して大活躍をつづける獨逸水雷艇

廣東の慶祝

阿部大使の壯行國民大會—東京日比谷公園—
大豆稗からバルブ

ゆがんだ心を日の丸に

ウミノコは春に育つ—春の科學候鳥ウミノコのめぐらしい習性を描く生態寫眞

讀者のカメラ

讀物ページ

支那新政府成立と外國新聞の反響に見る

戦時下青少年の犯罪とその保護

蘇へる安慶から

話題の國—戦火に晒されたノルウェーとデンマーク

東京の婦人の動き—矢田鈴江

次代國民の育て方 (三) 竹内茂代博士

海外小話

寫眞週報問答

漫 論

四月二十四日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通

寫眞週報第百十三號掲載内容

表紙 大村益次郎銅像

阿部大使晴れの壯途につく

新支那は春の翼にのつて—汪精衛氏は新中國各方面の實狀を視察のため飛行機で北支南支にとんだ

北海の死闘—英主力艦、驅逐艦隊と、獨逸潜水艦隊はスカグラツク海峡を中心とする北海方面に血みどろの戦闘をつづけてゐるだらうか

警備艇「江平一」新國民政府海軍部新警備艇の進水式

新東亞百二十億の貯金から「漫論と寫眞」

戦費の行方 ○貯蓄はこれでいかう

傳統を輸出に活かす關の鍛冶—名刀の産地として有名な愛知縣三河の關町は古來の傳統をそのまゝ、うけつくと同時にナイフ、フォーク製造といふ近代工業にその傳統を活かして輸出産業として外貨獲得の國策に協力してゐる

讀者のカメラ

讀物ページ

○擴げられた課税範圍、新税法をのぞく ○インフレイションと百二十億貯蓄 ○話題の國オランダと蘭領印度

○春の科學季節の保健と衛生 ○法の常識—人事調停法の話 (上) ○次代國民の育て方 (四) ○海外小話

寫眞週報問答

週報第百八十四號掲載内容

個人の税金はどう變つたか

外貨獲得と農林水産物

精動機の改組について

北歐電撃作戦の一考察

北歐三國の事情

新東亞、百二十億の貯金から

二千六百年史抄 (一一)

(大 蔵 省)

(農 林 省)

(内 閣 情 報 部)

(内 閣 情 報 部)

(外 務 省 情 報 部)

(國民貯蓄獎勵局)

(菊 池 寛)

年度	歲 入		歲 出	
	億	萬圓	億	萬圓
昭和1	20.5600		15.7800	
2	20.6200		17.6500	
3	20.0500		18.1400	
4	18.2600		17.3600	
5	15.9600		15.5700	
6	15.3100		14.7600	
7	20.4500		19.5000	
8	23.3100		22.5400	
9	22.4600		21.6300	
10	22.5900		22.0600	
11	23.7200		28.2200	
12	29.1400		27.0900	
13	35.9400		32.8800	
14(豫)	48.3600		48.8200	
15(豫)	60.9700		60.9700	

◇昭和元年以降我國一般會計歲入歲出一覽表

(昭和十四年度及十五年度ハ豫算)
昭和十三年度迄ハ決算

昭和十五年四月廿六日印刷
昭和十五年四月廿六日發行

發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣高松大正村大字古海
鳥取縣高松大正村大字古海